

障がい福祉サービス等報酬改定に係る地域区分の見直しについて(大阪府内市町村の状況)

別紙

市町村名	～H23 旧の地域区分 (5区分)		H24年度 (17区分)		H25年度 (14区分)		H26年度 (20区分)		H27～ 見直し後の 地域区分 (7区分)		<参考>H27～ 障がい児 の地域区分 (8区分)	
	区分	適用率	区分	適用率	区分	適用率	区分	適用率	地域区分	適用率	区分	率
1 大阪市	特甲地	10%	2級地	11.25	2級地	12.5	2級地	13.75	2級地	15%	2級地	15%
2 堺市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
3 岸和田市	特甲地	10%	5級地	9	6級地	8	12級地	7	5級地	6%	6級地	6%
4 豊中市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
5 池田市	特甲地	10%	4級地	10	4級地	10	7級地	10	4級地	10%	4級地	10%
6 吹田市	特甲地	10%	3級地	10.5	3級地	11	4級地	11.5	3級地	12%	3級地	12%
7 泉大津市	甲地	6%	8級地	—	9級地	—	13級地	—	5級地	6%	6級地	6%
8 高槻市	特甲地	10%	3級地	10.5	3級地	11	4級地	11.5	3級地	12%	3級地	12%
9 貝塚市	甲地	6%	8級地	—	9級地	—	13級地	—	5級地	6%	6級地	6%
10 守口市	特甲地	10%	2級地	11.25	2級地	12.5	2級地	13.75	2級地	15%	2級地	15%
11 枚方市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
12 茨木市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
13 八尾市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
14 泉佐野市	甲地	6%	8級地	—	9級地	—	13級地	—	5級地	6%	6級地	6%
15 富田林市	甲地	6%	8級地	—	9級地	—	13級地	—	5級地	6%	6級地	6%
16 寝屋川市	特甲地	10%	3級地	10.5	3級地	11	4級地	11.5	3級地	12%	3級地	12%
17 河内長野市	丙地	0%	15級地	1.5	12級地	3	15級地	4.5	5級地	6%	6級地	6%
18 松原市	乙地	3%	11級地	3.75	11級地	4.5	14級地	5.25	5級地	6%	5級地	8% ※
19 大東市	乙地	3%	10級地	4.75	8級地	6.5	10級地	8.25	4級地	10%	4級地	10%
20 和泉市	甲地	6%	8級地	—	9級地	—	13級地	—	5級地	6%	6級地	6%
21 箕面市	特甲地	10%	3級地	10.5	3級地	11	4級地	11.5	3級地	12%	3級地	12%
22 柏原市	乙地	3%	12級地	—	12級地	—	17級地	—	6級地	3%	7級地	3%
23 羽曳野市	乙地	3%	11級地	3.75	11級地	4.5	14級地	5.25	5級地	6%	6級地	6%
24 門真市	乙地	3%	8級地	6	5級地	9	3級地	12	2級地	15%	2級地	15%
25 摂津市	乙地	3%	10級地	4.75	8級地	6.5	10級地	8.25	4級地	10%	4級地	10%
26 高石市	甲地	6%	6級地	7.5	5級地	9	6級地	10.5	3級地	12%	3級地	12%
27 藤井寺市	乙地	3%	11級地	3.75	11級地	4.5	14級地	5.25	5級地	6%	6級地	6%
28 東大阪市	特甲地	10%	4級地	—	4級地	—	7級地	—	4級地	10%	4級地	10%
29 泉南市	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	7級地	3%
30 四條畷市	乙地	3%	12級地	—	12級地	—	17級地	—	6級地	3%	7級地	3%
31 交野市	乙地	3%	12級地	—	12級地	—	17級地	—	6級地	3%	7級地	3%
32 大阪狭山市	丙地	0%	15級地	1.5	12級地	3	15級地	4.5	5級地	6%	6級地	6%
33 阪南市	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	7級地	3%
34 島本町	丙地	0%	13級地	2.5	10級地	5	11級地	7.5	4級地	10%	その他	0% ※
35 豊能町	丙地	0%	15級地	1.5	12級地	3	15級地	4.5	5級地	6%	その他	0% ※
36 能勢町	丙地	0%	17級地	0	14級地	0	20級地	0	その他	0%	その他	0%
37 忠岡町	特甲地	10%	5級地	9	6級地	8	12級地	7	5級地	6%	6級地	6%
38 熊取町	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	7級地	3%
39 田尻町	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	7級地	3%
40 岬町	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	その他	0% ※
41 太子町	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	7級地	3%
42 河南町	丙地	0%	16級地	0.75	13級地	1.5	18級地	2.25	6級地	3%	その他	0% ※
43 千早赤阪村	丙地	0%	15級地	1.5	12級地	3	15級地	4.5	5級地	6%	その他	0% ※

18歳以上の障がい児施設入所者が障がい福祉サービスへ移行した場合の経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費の算定にあたっては、障がい児の地域区分を適用。※については見直し後の地域区分(適用率)が障がい児と障がい者で異なるため、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る報酬の経過措置は上記とは異なる。